

第 5 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成22年10月 5 日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成22年10月5日(火曜日)

午前10時1分開議

午前11時50分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補
正予算（第7号）

議案第4号 熊本県迷惑行為等防止条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第5号 熊本県風俗営業等の規制及び
業務の適正化等に関する法律施行条例の
一部を改正する条例の制定について

報告第18号 財団法人熊本県スポーツ振興
事業団の経営状況を説明する書類の提出
について

報告第19号 財団法人熊本県暴力追放協議
会の経営状況を説明する書類の提出につ
いて

報告第22号 熊本県教育委員会の点検及び
評価報告書の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ
いて

報告事項

①熊本県就学前教育振興「肥後っ子が
やきプラン」の改定について

出席委員（8人）

委員長 守田 憲 史
副委員長 船田 公 子
委員 山本 秀 久
委員 倉重 剛
委員 松村 昭
委員 竹口 博 己
委員 平野 みどり
委員 早田 順 一

欠席委員（0人）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山 本 隆 生
教育次長 岡 村 範 明
教育次長 岩 瀬 弘 一
教育次長 阿 南 誠一郎
教育政策課長 松 永 正 男
高校教育課長 瀬 口 春 一
義務教育課長 谷 口 慶 志 郎
学校人事課長 柳 田 誠 喜
社会教育課長 小 野 賢 志
人権同和教育課長 川 上 修 治
文化課長 小 田 信 也
体育保健課長 城 長 眞 治
施設課長 後 藤 泰 之
高校整備政策監兼
高校整備推進室長 山 本 國 雄

警察本部

本部長 中 尾 克 彦
警務部長 金 高 弘 典
生活安全部長 吉 村 郁 也
刑事部長 吉 田 親 一
交通部長 富 永 義 喜
警備部長 古 川 隆 幸
首席監察官 中 野 洋 信
参事官兼警務課長 池 部 正 剛
参事官兼会計課長 緒 方 博 文
総務課長 吹 原 直 也
参事官兼
生活安全企画課長 那 須 賢 兒
理事官兼生活環境課長 赤 星 裕
参事官兼刑事企画課長 本 山 秀 樹
参事官（組織犯罪対策）吉 長 立 志
組織犯罪対策課長 松 本 徹

参事官兼交通企画課長 田 上 隆 章
交通規制課長 高 野 利 文
参事官兼警備第一課長 中 島 恵 一

事務局職員出席者

議事課主幹 濱 田 浩 史
政務調査課主幹 木 村 和 子

午前10時1分開議

○守田憲史委員長 それでは、ただいまから第5回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

議案について、警察本部、教育委員会の順で執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、説明等を行われる際は、着席のままで結構です。

それでは、中尾警察本部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○中尾本部長 おはようございます。常任委員会の先生の皆様方には先般、本部庁舎を御視察いただくなど、平素から警察行政の各般にわたり格別な御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対し、まずもって御礼を申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、最近の県警察の重点的取り組みの中から、2点御説明いたします。

第1は、これまでの当委員会で御説明しておりますように、県警察で本年当初から、2年間の総合治安計画として推進しております「安全・安心くまもと」実現計画2010に掲げた基本目標に関する現状についてであります。

数値については暫定値ではありますが、まず犯罪の抑止については、本年9月末現在、刑

法犯認知件数は1万1,360件と昨年同期に比べマイナス1,608件と大幅に減少しております。

次に、交通死傷事故の抑止についてですが、本年10月4日現在では、発生件数は7,966件、負傷者数は1万65人と、昨年同期に比べ、発生件数も負傷者数もともに減少しておりますが、交通事故死者数は62人と昨年同期に比べ2人増加しております。

次に、犯罪の検挙でございますが、本年9月末現在、刑法犯の検挙件数は4,101件と昨年同期に比べマイナス1,014件と減少し、また検挙人員も2,949人と昨年同期に比べマイナス346人と減少しております。

このように、県下の治安情勢は、比較的良好に推移してはおりますものの、例年、秋口以降は、強盗等の凶悪犯罪や屋内へ侵入する窃盗犯罪が多発する傾向にあり、交通事故につきましても、行楽期における交通量の増加や日没時間が早まることによる夕暮れどきにおける視認性の低下などによって、増加する傾向がありますことから、予断を許さない状況でございます。また、検挙件数、検挙人員ともに減少している状況にありますことから、犯罪の発生を確実に抑えながら、犯罪の検挙を伸長させるべく、引き続き県警職員一体となって、県民の方々の期待と信頼にこたえる力強い警察活動を推進してまいりたいと考えております。

第2は、県警察の重要課題として取り組んでおります繁華街対策についてであります。

来年3月の九州新幹線の全線開業、再来年の熊本市の政令指定都市への移行により、熊本は九州の拠点として、さらなる発展が期待されております。

しかし、その一方で、九州の拠点となる熊本市の繁華街は、商店街と風俗街が混在していることもあり、客引き行為や女性に対するスカウト行為が横行し、さらには、暴力団事務所や不法外国人の存在、違法駐車常態化

などさまざまな問題を抱えておりました、それらの諸問題が繁華街の発展に悪影響を及ぼしております。

県警察におきましては、これまでパトロール活動や悪質な客引き等の取り締まりを実施してまいりましたが、社会情勢の変化に伴い、現状の条例では規制できない新たな形態の客引き・スカウト行為や縄張り料の要求行為等が生じたことから、これらを規制し、善良な環境の確保を図るため、今定例会にその取り締まりの根拠となる熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例と、いわゆる出会い系喫茶を全県的に禁止する熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を上程いたしました。さらに、暴力団を社会から孤立させる一方で、暴力団の存在を許さないという社会気運の醸成を図るために、熊本県暴力団排除条例（仮称）を本年12月定例会に上程すべく作業を進めております。

県警察といたしましては、これらの法令を根拠とする集中的な取り締まり等の各種警察活動はもとより、自治体、関係機関・団体及び地元地域団体等との連携・協働による環境浄化活動、暴力排除活動などの諸活動を推し進めて、夜間でも若い女性や観光客等が安心して通行できる安全・安心な繁華街を実現していくこととしております。

それでは、警察関係の議案について申し上げます。今回提案しておりますのは、次の4議案でございます。

第1号議案は、平成22年度熊本県一般会計補正予算についてであります。これは警察装備品維持管理費として防弾楯の更新整備に要する経費1,246万6,000円の増額補正及び違法駐車対策業務に係る債務負担行為として9,295万円の設定をお願いするものでございます。

第4号議案は、熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例の制定についてです

が、本件に関しましては、昨年12月17日の本会議において採択いただきました不当な客引き行為等の禁止条項の充実・強化を要望する請願内容や、また本県の風俗営業の実態調査、他県の規制内容等の精査等を踏まえ、これらの事項をほぼ網羅した上で、縄張り料の要求行為等を禁止する対象地域の拡大を加えた条例改正をお願いするものでございます。

第5号議案は、熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは本年7月9日に公布された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令において、出会い系喫茶が、店舗型性風俗特殊営業として新たに規定されるのに伴い、本県における同営業の営業禁止地域を県内全域に指定する条例改正をお願いするものでございます。

報告第19号は、財団法人熊本県暴力追放協議会の経営状況を説明する書類の提出についてですが、これは地方自治法第243条の3第2項の規定により、同協議会の事業の決算及び計画に関する書類を提出するものでございます。

詳細については担当課長が御説明をいたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○緒方会計課長 では、予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づいて御説明いたします。

まず、第1ページをお願いいたします。

第1号議案平成22年度熊本県一般会計補正予算(第7号)の警察費についてでございます。

装備費で1,246万6,000円の増額をお願いしております。これは銃器使用犯罪に迅速・的確に対応し、事件の早期解決を図り、県民の平安な生活を確保するため、第一線の現場で活動する地域警察本部等に配備しております

防弾楯の更新整備に要する経費でございます。

防弾資機材につきましては現在、各警察署のパトカー、交番、駐在所等に計365枚の防弾楯を配備しておりますが、平成5年度に整備しました防弾楯、これは112枚でございますが、本年、警察庁において殺傷能力の高いロシア製のトカレフ拳銃による耐弾実験を実施しましたところ、弾丸が防弾楯を貫通するという防弾性能の経年劣化が判明したところでございます。

本県におきましては平成4年、暴力団員が、現場に臨場した捜査員に拳銃を発砲し重傷を負わせた事案が発生しております。また平成18年には宇城警察署管内におきまして、猟銃使用の人質立てこもり事件が発生し、警察官2人に猟銃を発砲し重軽傷を負わせる事案が発生しているところでございます。

このため、いつ発生するともれない銃器使用犯罪に対し、迅速・的確な初動措置を行い、事件の早期解決と殉職、重傷事故を防止するため、当該防弾楯を緊急に更新・整備することが必要であります。

以上のとおり、平成22年度9月補正の予算総額は1,246万6,000円となり、増額補正後の平成22年度警察費最終予算総額は393億2,305万6,000円となります。

次に、2ページをお願いいたします。

第1号議案第2表、債務負担行為補正についてでございます。

事項欄に記載のとおり、違法駐車対策業務として、平成23年度から平成24年度にかけて9,295万円の設定をお願いしております。

これは違法駐車対策として放置駐車車両の確認及び放置車両確認標章の取り付けに関する事務について、2カ年度にわたり民間の法人に業務委託するものでございますが、今年度入札等に要する期間を確保するために、債務負担行為を設定するものでございます。

現在、違法駐車車両の確認事務等に従事す

る民間の駐車監視員につきましては、熊本市内3警察署に計8人を配置しておりますが、年間約5,000件に上る確認標章の取り付けを行っており、平成18年6月の駐車監視員制度の導入以降、特に熊本市中心部の繁華街における違法駐車車両が激減するなど、効果的かつ効率的な違法駐車対策を推進しているところでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○赤星生活環境課長 4号議案の熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例案について、御説明します。資料の3ページをご覧ください。

まず2の制定改廃の必要性については、既存の法令では規制ができない新たな形態の客引き行為や縄張り料の要求行為等が横行している現状にかんがみ、これらの行為を規制し、善良な風俗環境の確保等を図るため条例を改正する必要があるものです。

次に3の条例改正の内容ですが、これは大きく分けて(1)の客引き行為等の禁止規定の強化と(2)の縄張り料の要求行為等を禁止する地域及び対象の拡大になります。

(1)の要点は、アからクまでの8点です。まずアは、現行規定で客引き行為が禁止されているソープランドやキャバレー等の業態に、風俗案内所と異性客相手のマッサージ等の業態を追加するものです。

イは、談笑行為などに係る客引き行為の禁止規定を新設するものです。

ここで売春類似行為とは、金品等をもらうなどして不特定の男性、同性と性交類似行為をすることをいいます。

次にウは、風俗店のホステスやアダルトビデオのモデルなどとなるよう働きかける勧誘行為、いわゆるスカウト行為の禁止規定を新設するものです。

続きましてエは、通行人に呼びかけたりピラを配布して風俗店の客などとなるよう誘い

かける誘因行為の禁止規定を新設するものです。誘因行為については、善良な風俗環境に与える影響の度合いに応じて処罰の方法が異なり、ホステスが胸部や臀部、下腹部またはそれらを覆っている下着に接触させるなどの卑わいな行為を伴うものは直ちに処罰の対象となる直接罰、一方、卑わいな行為を伴わないものは、警察官の中止命令を前提とし、命令に従わず違反行為を繰り返す場合に処罰の対象となる間接罰としております。

オは、客引き行為や勧誘行為さらには直接罰対象の誘因行為を有償で他人にさせる行為の禁止規定を新設するもので、実行行為者より悪質な支配的立場にある経営者等を規制するものです。

カは、間接罰対象の誘因行為をした者に対し、警察官が中止命令をかけることができる規定を新設するものです。

次にキは、公安委員会が指定した地域において客引き行為や勧誘行為さらには直接罰対象の誘因行為を行う目的で相手方を待つ、客待ち行為の禁止規定を新設するものです。

最後にクは、キの規定に違反した者に対し、警察官が中止命令をかけることができる規定を新設するものです。

以上の改正は、昨年12月に県議会で採択された請願に基づくもので、請願内容についてはすべて盛り込むとともに、全国の先進県の規定もほぼ網羅したものでございます。

続きまして(2)については、縄張り料の要求行為等を禁止する地域と対象について、現行規定では熊本市や八代市、熊本空港にある駐車禁止除外区間を利用するタクシー運転手等に限定されておりますが、これを県下全域の屋外の公共の場所で運送、催し物、物品の販売等の営業を行う者などに拡大するものです。

次に(3)の罰則ですが、(1)の改正に係る罰則の量刑につきましては、全国の条例・罰則との均一性を図り、検察庁とも協議の上、定

めたものでございます。

なお(2)の改正に係る罰則の変更はございません。

最後に(4)の条例の施行日ですが、できるだけ早く条例を施行させることとし、2カ月程度の周知期間を確保した上で、客引き行為や勧誘行為、誘因行為などが横行するクリスマスシーズンや、ほとんどの中高校生が冬休みとなる前の本年12月20日としております。

続きまして、第5号議案の熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案について御説明します。資料の7ページをごらんください。

まず2の条例改正の必要性ですが、これについては本年7月、条例の上位規定である風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令が改正され、出会い系喫茶の営業が店舗型性風俗特殊営業として新たに追加されたことに伴い、当該営業の禁止地域を設定するため条例を改正する必要があるものです。

出会い系喫茶は、店舗を設けて面識のない男女の面会を取り次いだり、面会の機会を提供するなどして異性を紹介する営業であり、現在のところ県内では把握されていませんが、全国的には児童買春や売春等の温床となっているものでございます。

次に3の条例改正の内容ですが、これは(1)に記載しているとおり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第5条に規定する営業、つまり出会い系喫茶のことですが、この営業の禁止地域を県内の全域とするものです。

営業禁止地域を県内の全域とする理由は、出会い系喫茶の営業から生じている問題は、その営業形態そのものに起因するものであり、地域的な規制では解決しないと思われるからでございます。

最後に、3の(2)の条例の施行日ですが、

これは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行日に合わせまして、平成23年1月1日としています。

以上で、説明を終わります。

○松本組織犯罪対策課長 それでは、報告第19号財団法人熊本県暴力追放協議会の経営状況を説明する書類の提出について、御説明いたします。

その前に、暴力追放協議会について御説明申し上げますと、同協議会は県民の総意を集めて暴力追放活動を強力かつ恒常的に推進することにより、暴力団員等による不当な行為を初め、あらゆる暴力を追放し、もって暴力のない明るく住みよい熊本の実現に寄与することを目的に、熊本県各市町村及び民間団体等の出資により平成3年に設立された公益法人でございます。

それでは、平成21年度収支決算及び平成22年度事業計画に基づき、同協議会の経営状況について御説明いたします。まず、お手元の資料13ページをごらんください。

平成21年度の収支決算についてでございます。収入は、基本財産運用、賛助金、責任者講習受託事業費、地方公共団体からの補助金等が主なものでございまして、収入額は13ページの事業活動収支の部、1の事業活動収入決算額の計3,557万984円が収入合計となります。

支出は、事業費として広報啓発活動、暴力団排除組織支援活動、相談活動など、管理費として人件費、事務費、事務所借り上げ経費等がそれぞれ主なものでありまして、支出額は13ページから14ページの事業活動収支の部、2の事業活動支出決算額の計3,493万9,253円と、14ページの投資活動収支の部、2の投資活動支出決算額の計70万3,388円との合計3,564万2,641円でございます。

したがって、14ページの表の下から3

段目記載のとおり、7万1,657円のマイナスとなります。これに表下から2段目記載の前期繰越収支差額247万973円を加えましたあとの収支差額は表の最下段記載のとおり239万9,316円となり、これは平成22年度への繰り越しとなりますが、本年5月の監事監査及び理事会の承認を得た後、平成22年度予算に第1次補正予算として計上しております。

次に、24ページをごらんください。平成22年度の事業計画についてでございます。

前年に続き、暴力団を許さない県民意識の盛り上げ、暴力団員等による不当な行為からの被害防止の2つを基本に、具体的事業としまして24ページから27ページに記載しておりますとおり、広報啓発活動、暴力団排除組織支援活動、暴力団員等に関する相談活動等を行ってまいります。

続きまして、平成22年度の第2次補正後の収支予算についてでございます。資料の28ページをごらんください。

まず収入予算につきましては、事業活動収支の部、1の事業活動収入で基本財産運用収入、賛助金収入及び補助金収入など事業活動収入計として3,591万2,000円を計上しております。

また、そのほかの収入といたしまして、投資有価証券償還収入として5,000万円があり、収入合計は8,591万2,000円となります。

次に支出予算につきましては、昨年度とほぼ同様の規模で事業を行うこととしまして、28ページから31ページまでに記載しておりますとおり、事業活動収支の部、2の事業活動支出計の3,731万1,000円、投資活動収支の部、2の投資活動支出計の5,047万3,000円、これは収入でも御説明いたしましたが、本年12月に現在取得しております投資有価証券が償還となることから、その償還分の5,000万円を新たな有価証券を取得し運用していくための支出を組みます。

これに予備費として52万7,316円を加え

た、合計8,831万1,316円を支出予算として計上しております。

したがって、当期収支差額はマイナス239万9,316円となりますが、前期繰越収支差額239万9,316円を計上することで、次期繰越収支差額はゼロとなります。

昨今の厳しい社会情勢等を考慮し、より一層適正かつ効果的な事業の推進を図ることとしております。

以上、財団法人熊本県暴力追放協議会の21年度収支決算及び22年度事業計画について御説明いたしました。今後とも委員の先生方の御理解とお力添えをお願い申し上げまして、報告を終わらせていただきます。

○守田憲史委員長 引き続き、教育委員会から説明をお願いします。

初めに、山本教育長。

○山本教育長 議案の説明に先立ちまして、最近における幾つかの事案について御報告を申し上げます。

まず、大変残念なことでございますけれども、教職員が8月、9月と続けて飲酒運転で逮捕されましたことにつきまして、改めて県民の皆様そして各委員に深くお詫びを申し上げます。

次に、委員各位におかれましては、去る9月8日に熊本養護学校、鞠智城及び教育センターについて御視察をいただき、ありがとうございました。

また、その際貴重な御助言・御指導いただきましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

それでは、今議会に提案されております教育委員会関係の議案の概要について御説明申し上げます。

まず、第1号議案でございます。平成22年度熊本県一般会計補正予算でございます。

2,486万円余の増額補正をお願いいたして

おります。これは文部科学省の委託を受けて本県独自の道徳教育用教材の開発・作成を行うことなどによりまして、本県における道徳教育の充実に資するための経費等でございます。

次に、報告第18号として財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類を、報告第22号として、熊本県教育委員会の点検及び評価報告書を提出いたしております。

以上が、今議会に提案申し上げております議案の概要でございますが、このほかに本県の就学前教育振興に関する方策を取りまとめました肥後っ子がやきプランの改定状況について御報告させていただくことといたしております。

この改定に当たりましては、教育基本法の改正や社会状況の変化等を踏まえて、知事部局と十分連携を図りながら、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

取りまとめました素案につきましては、パブリックコメントを実施し、議会の議決を受ける必要がございますため、改めて議会に提案させていただきたいと思っております。

詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。資料の1ページをごらんください。

教育委員会の平成22年度9月補正予算案の総括表でございます。

補正を計上しました事業は、教育政策課及び義務教育課に係る事業であり、補正額は合計2,486万4,000円の増額をお願いしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。

教育政策課に係る事業でございますが、一般会計の事務局費30万8,000円の増額をお願

いしております。

資料右側の説明欄をごらんください。

学校教員統計調査は、文部科学省の委託を受けまして、全国の国公立学校を対象に学校の教員構成並びに教員の職務状況や異動状況などを調査するものでございまして、3年ごとに実施されております。

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。

報告第22号熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出についてを、御説明いたします。

報告資料は別冊となっておりますが、本ページに概要をまとめておりますので、この本ページに基づきまして説明をさせていただきます。

この教育委員会の点検及び評価につきましては、本県の教育行政を効果的に推進していくことなどを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会がみずから実施することとなっております。

今回の点検及び評価におきましては、平成21年3月に策定したくまもと「夢への架け橋」教育プランに沿いまして、平成21年度の教育委員会の取り組みや課題、今後の方向性を整理しております。

なお、点検及び評価に当たりましては、くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会をことし6月に開催し、外部有識者からの意見をいただいております。

それでは、点検及び評価の概要について御説明いたします。

まず、教育委員会の活動状況に関しまして、会議につきましては定例会を12回、臨時会を1回開催しており、教育委員の活動状況については学校行事への参加15回、学校訪問6回などを実施しております。

今後の方向性として、審議決定した重要事業等につきまして情報を発信していくとともに

に、関係機関との連携をさらに深め、教育を取り巻く課題の解決に努めることとしております。

次に広報活動につきましては、広報誌教育くまもとやぼとん・ぱすを発行し、教育関係者や保護者に教育情報を提供しております。今後の方向性として、教育くまもとの電子化やホームページ等への広告掲載も実施してまいります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

くまもと「夢への架け橋」教育プランに関連する教育施策の実施状況に関しまして、まず基本的目標、幼児期に関する教育施策につきましては、取り組みとして熊本家庭教育10か条の啓発、家庭教育テレビ放送の実施、基本的生活習慣定着のための学習資料DVDの作成、幼・保、小、中連携セミナーの実施、読書応援ボランティア養成講座の実施などに取り組みました。

方向性としては、くまもと「親の学び」プログラムを活用した学習機会の充実や教員などの専門性を高める研修などを実施してまいります。

次に青少年期につきましては、取り組みとして放課後子ども教室や学校支援地域本部による地域人材を活用した学校支援を実施しました。また、県学力調査ゆうチャレンジの開発、研修などによる教員の指導力向上、地域進学重点校の指定による特色ある高校づくりなどを進めました。さらに、高校でインターシップ、中学校で職場体験を実施するとともに、道徳性を養う観点から社会奉仕や自然体験活動などのさまざまな体験活動に取り組み、特別支援学校の地域との交流促進や就労支援なども行いました。

方向性として、家庭や地域と連携し小学校低学年からの基礎学力向上のシステムづくり、郷土の先人などを題材とした道徳教材の開発、県立特別支援学校の施設整備の推進、

いじめの未然防止と解消に向けた専門家の活動などに取り組んでまいります。

次に成年期以降につきましては、取り組みとして家庭教育講座くまもと地域子育てスクールや県民カレッジ主催講座の開催、県立学校の開放講座などにより学習機会や学習情報の提供を実施しました。

方向性として、市町村や各種団体が実施する講座などに対する支援を実施してまいります。

次に文化振興につきましては、取り組みとして鞠智城跡の国営公園化及び特別史跡指定の取り組み、阿蘇などの世界文化遺産への登録の実現に向けた取り組みを実施し、県立美術館において永青文庫企画展などを実施しております。

方向性として、鞠智城跡の歴史的・学術的価値の全国PR、世界文化遺産の登録に向けた着実な取り組み、永青文庫の魅力ある展示の開催と、県内外へ広報活動の展開を行ってまいります。

次にスポーツ振興につきましては、取り組みとして総合型地域スポーツクラブの設立育成支援を実施しております。

方向性として、引き続き総合型地域スポーツクラブの設立支援や、魅力あるクラブづくりの助言・指導を行ってまいります。

最後に、県立高校再編整備等基本計画の進捗状況につきましては、取り組みとして前期実施計画による高校再編・統合の実施や、再編に伴う通学支援の実施、中期実施計画の策定などを行いました。

方向性として、前期の再編統合による新設校における特色ある学校づくり及び通学支援の実施、地元検討委員会開催などによる中期計画の実施を推進、後期計画の基礎的な調査・検討を進めることとしております。

以上が報告書の内容でございます。

なお、報告書の詳細な内容につきましては、この概要の右側に報告書の該当ページを

記載しておりますので御参照ください。

この熊本県教育委員会の点検及び評価につきましては、本議会で報告しました後も、報告書につきましては広報誌やホームページ等により公表する予定でございますが、今後とも教育委員会の取り組み状況について、県民の皆様幅広く知っていただくよう努めてまいります。

教育政策課分については、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の教育指導費2,455万6,000円の増額をお願いしております。

資料右端の説明欄をごらんください。

道徳教育総合支援事業は、文部科学省の委託を受けて新学習指導要領の内容等を踏まえて行われる事業でございます。

内容については、2点ございます。1点目は、本県独自の道徳教育用教材であります。熊本の心の開発・作成を行うものでございます。

2点目は、文部科学省作成の公立小中学生向け心のノートの印刷・配布を行うもので、学校における道徳の時間などにも活用を図ることにより、本県における道徳教育の充実に資するための経費でございます。

義務教育課分については、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。本課の議案につきまして、御説明いたします。資料の3ページをごらんください。報告第18号の、財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

同財団は、県民総合運動公園、県立総合体

育館、藤崎台県営野球場の3施設の指定管理者で、ほかに自主事業としてスポーツ振興を図る事業等を行っております。

それでは、お手元の別冊資料の財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類で、平成21年度決算及び平成22年度事業計画につきまして御説明いたします。

まず1ページに、事業団の役員名簿、次の2ページに事業団の組織体制及び事務分担を掲載しております。

次に、3ページから16ページまでは、一般会計で実施した自主事業、医療連携事業や特定保健指導事業、元気体力向上支援事業などの21年度の実績でございます。

続きまして、17ページから22ページまででは、特別会計事業であります県立体育施設の指定管理に係る運営状況を掲載しております。

まず、17ページをごらんください。県民総合運動公園ほか2施設の平成21年度の利用実績でございます。

全体の利用者総数は約106万人余りで、ほぼ前年度並みとなりましたが、使用料金等収入が1億7,156万9,000円余りで、前年度より約325万円、1.9%減となりました。これは、主に運動公園のテニスコートやスポーツ広場の改修や藤崎台野球場でのプロ野球公式戦等が3試合から1試合に減ったことによる利用収入の減が影響したものと思われま

す。次に、18ページをごらんください。利用拡大サービス向上に向けた取り組みについて、掲載しております。

例えば、平成18年度から実施しております県民総合運動公園、県立総合体育館における夏休み、春休みの休園・休館日の営業は好評を得ており、両施設で約2万2,000人の施設利用者を創出いたしました。

次に、23ページから34ページまでは、平成21年度決算関係の財務諸表を掲載しております。

26ページの収支決算書総括表をごらんいただきますと、総収入から総支出を差し引いた当期収支差額は、1,897万6,000円余りの黒字となっております。26ページの表では、一番下から2つ目のところの、当期収支差額に書いてございます。決算額の欄でございます。

平成22年度の事業計画書を、35ページから40ページにかけて掲載しております。

平成22年度においても、より質の高いサービスの提供と効果的な体育施設管理を図りながら利用者の拡大に努めるとともに、県全域のスポーツ振興に寄与していくものとなっております。

最後に、平成22年度収支予算書を、41ページから42ページに掲載しております。収入支出とも、一般会計、特別会計の総額は8億5,365万円となります。

以上が、財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類の内容の説明となります。以上でございます。

○守田憲史委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

できましたら、警察本部関係から、そして教育委員会関係で分けて質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。警察関係から、質疑はありませんか。

○早田順一委員 熊本県暴力団排除条例の制定に向けての件なんですけど、単純な質問なんですけれども、暴力団といった場合に、今回条例ができますけれども、どこまでの範囲の人が対象になるのか、その暴力団員関係の人とか密接な関係の人とかいろいろおられるけれども、その定義というか、その辺をちょっと説明をいただきたいと思います。

○吉長参事官 議員の御質問につきましては、条例の第2条において定義規定を設けて

おります。

まずは、暴力団員と申しますのは、暴力団対策法の第2条に規定してある暴力団でございまして、これは集団的または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れのある団体に属しておる構成員、これがまず暴力団員ということで、本条例の対象になります。

これとあわせて暴対法は、いわゆる国家公安委員会が指定する暴力団でございしますが、県には約85%が指定してある段階で、残りの15%にはこの指定暴力団の網がかかっておりません。本条例におきましては、この15%にも網をかけておりまして、本県8月現在1,220名の暴力団構成員を把握しておりますが、そのすべてに、まずはこの暴力団排除条例の対象になります。

これとあわせて暴力団員等という規定も設けておりますが、これは暴力団員または暴力団でなくなった日から5年を経過しない者、これは各種業からこの5年を経過しない者については偽装破門等の可能性があるということで排除されております関係で、いまだ暴力団の影響が残っている可能性があるということから、この暴力団員等についても本条例の対象にしております。

それと、公共工事等からの暴力団排除におきましては、暴力団密接関係者ということで、暴力団が表には出てきてないものの、その使用人の中に暴力団がある場合、あるいはその会社を実質的に支配している場合につきましても、公共工事からの排除を行うということで、排除の対象にしております。

したがって、本条例におきましては暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者ということで、この本条例の対象としております。以上でございます。

○早田順一委員 では、その密接関係者を含めたところで1,220人と把握しておってよか

ですか。

○吉長参事官 この場合の、先ほど申しました1,220名と申しますのは、警察が把握しております暴力団員でございまして、暴力団員等及び密接関係者はこの数の中には含まれておりません。

○守田憲史委員長 ほかに質問は……。

○倉重剛委員 迷惑行為防止条例の改正につきましては、警察当局は非常に積極的に、特に地元の意向をくんでいただいて、非常にすばらしい改正案をつくっていただきました。まずもって、心から感謝申し上げます。

地元の商店街それから特に個人商店あたりも、これに対する期待は非常に大なるものがありますので、どうか、これを施行された後も、いろんな意味で積極的に関与していただきたいということを、冒頭申し上げておきたいと思っております。

その中で、特に国際化する今日の状況において、熊本にも大変多くの、例えば中国人それから韓国の方が、観光客という立場でお見えになります。最近では、実は私は見たことはないんですけども、1,000何百人ぐらいのデレゲーションで買い物客が殺到しているという、それに対する交通渋滞の弊害が非常に突出しているという状況を聞きました。したがって、そういう対応だとか、それから外国人の犯罪等については迷惑防止条例はどこに位置するのか、そこら辺も含めてまず教えていただきたいなと思っております。

○吉村生活安全部長 私の方からお答えしたいと思っておりますが、まず1点目の冒頭御指摘のありました件でございますけれども、昨年11月に熊本市防犯モデル地区の推進委員会等82団体からの請願がございました。それで12月議会で採択という背景がありまして、そもそ

も熊本県迷惑行為等防止条例というのは、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止しよう、それで県民の平穏な生活をということで、現実には下通繁華街を通られると、執拗なスカウトであったり客引きであったり、そういう行為が目にあつたということで、そういう請願が出された。その後、私どもアンケート調査をしたり実態調査をして、これはやはり看過できない現状にあるということで、今回提案をさせていただいたと。

その中で、今、倉重委員の方から御指摘がありました、例えば外国人の風俗関係に従事している、実はこういった事件も検挙しております。デリヘルという業態ですね、デリバリーヘルスということで、そういった雇用者の中に中国人の女性がいたケースもございます。

外国人対策ということで、この条例によって中心繁華街の環境浄化ということにもつながるんですね。環境浄化するためには、こういった関係法令の整備が必要だということで、今回の迷惑防止条例とそれから12月議会で提案予定の暴力団排除条例ですね、こういったものによって、そういう法的根拠を持つと。その対象としましては、外国人も当然法令の対象となります。その適用法令としましては、例えば不法残留であったり資格外活動であったり、それぞれ適用する条例、法令はケース・バイ・ケースで異なりますが、いずれにせよ健全な風俗環境の維持ということで、そういった関係法令を適用しながら対策をとっていきたいというふうに考えております。

それから、次にお話がありました昨今の大型クルーズ船による熊本への観光それからショッピングの訪問、これは実は1回で1,900人近い中国人の方が福岡に寄港されて熊本に入つてこられるという事例がございました。確かにバスが、私の記憶ではたしか46台だったと思いますが、少しずつづれながらではあ

りますけれども、さすがにそれだけのバスが入つて来ますと、やはり周辺の交通環境の影響もあるということで、生安部はもとより交通部、刑事部それぞれの警察の各部門が、こういった現象が起きるのかということで注視をし、また現場対策をしながらその防止に心がけたところです。

ただ、2回目の1,900人のときには、一部渋滞が発生したということも現実でございますので、今後これは学習効果だと思っております。県の経済というか地域の商店街にとっても重要な顧客であることには間違いないわけですから、そういった点に関して警察としてどういった支援といいますか、その周辺の生活に影響が及ばない形でとれるのかということを検討している次第でございます。以上でございます。

○倉重剛委員 ありがとうございます。

外国といっても観光客の中には、いろんな人がいらっしゃると思います。それに対して、例えば迷惑防止条例に違反する場合は容赦なく指導するというお話で大変力強く思いますけれども、逮捕して勝手にすぐ、罪も確かめなくて解放していったら、これは困りますね、尖閣諸島の二の舞になりますから、熊本も絶対つくっていただきたくないし。それから安心・安全という立場から商店街の皆さん方、今回の場合は、これは名前を出していいのかわからないけれども、一定のデパート以外は外出禁止という形で買い物をさせたというふうに聞いておりましたけれども、それに対して商店街は非常に不満を持っているんですよ、なぜ一定のところだけかと。ということは、やっぱり非常にマナーが悪いそうですね。それから決まった時間に帰ってこないということになりますと、いよいよもってスケジュールが狂ってしまうという形で、それに対する迷惑的な問題もありますけれども、いずれにいたしましても商店街の

人たちは、一定のところから解放されてしまうと、非常にマナーが悪いということで敬遠しているというところも実はあるわけですよ。したがって、そういう面からいって、冒頭に申し上げたように、決して外国人といえども法に違反するようなことがあったら、てきぱきとやっていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。これは要望でよろしゅうございますので、お願いいたします。

○山本秀久委員 今の倉重委員に関連して申し上げますけれども、出された条例が今まで皆さん方がいろいろやっておられて、この条例だけで間に合いますか。

○吉村生活安全部長 昭和39年に制定されて、これまでに何度となく改正してきております。それは秩序、社会環境が変わるということですね。それで、先ほど申し上げましたとおり実態も調査しアンケートもとり、それから全国のこういった同様の条例についても調査・研究をしてみました。それで今回、その請願の内容にプラス、先進県において網羅しておるような内容についても加えましたので、現行の状況においてはこの改正案で十分に対応できるというふうに考えております。

○山本秀久委員 そうですか。実は先ほどの、もういっちょお願いしたいことは、装備の件ですね。条例のことはわかりましたから、装備の件でまだ不十分な点がたくさんあるんじゃないか。これだけの、さっき聞いたのは365枚とか、それともう一つは112枚とかいう状態で、今までそれで間に合っているのかなんですよ。これだけいろいろ社会情勢が変化してくると、警察官の皆さん方は大変危険を冒さなければならぬこともたくさんあると思うんですよ。そういう意味で、今まで装備の面については私も大分申し上げて

きたことがあるんですけども、そういう点で不自由な点があるなら、どしどし言っていたかぬと、取り締まりの分についても充実したものができないんじゃないかと思えますので、この装備で間に合うのかどうか、ちょっと少ないような感じがしたものですから、ちょっとお尋ねしておきたいんです。

○池部参事官 警務部の池部でございます。ただいまの御指摘の点ですけども、大変ありがたいお話だと伺っております。

今回は防弾楯、これは県費分の更新の整備ということで112枚の緊急更新をお願いしているわけですけども、県費のほかに国費、例えば防弾楯の場合は捜査一課とか機動隊あたりの、人質立てこもりとか、そういった特殊部隊における装備品というのもまた別にございます。例えば防弾の関係にしましては防弾チョッキ、防弾ヘルメット、防弾楯、こういったものを、数年計画によって計画的な整備に努めているわけですけども、これで十分ということはありませんので、今回のように経年劣化あたりがありますので、耐弾試験等を行いながら、そういった装備品の整備に努めてまいりたいと考えております。

○山本秀久委員 この問題は、大変長い時間をかけておられると思うんですよ。だから、できるだけ今の情勢では早くこれを装備しなければならない。後でしまったなと思うようなことがあっては困るものですから、そういう点で申し上げているわけですから、どしどしそういうことは、また逐一我々に言っただけならば我々も努力していきますので、そういうことです。以上です。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。一—ないようでしたら、教育委員会関係の質疑を受けたいと思えます。質疑はありませんか。

○山本秀久委員 教育長、この前ちょっと私は電話を受けたことが1つあるんだ。あなたの答弁で、あれはセックスしていいのかとかファックすればいいのかとかいう問い合わせがあったわけだ。

だから、そういうことがあるから、言い方もよっぽど考えて物事をせんと、我々も経験があるけれども、15～16歳になると色気づいてくるわけだ。そういうときに、ああいう物の言い方をされると、では Condom をつけばいいのかというような誤解を受ける。そういうところの前の大切さを、人間として、男として、こういうことはできないんだというモラルを、やっぱり1回きちっとしておかんといかぬのじゃないかなと、そういうことの問い合わせがあったから、それを申し上げておきたい。あれが、ちょっと表に出過ぎたものだから、そういうことが必要でないようにしなければならぬのだというようなつけ加え方をしておかぬと、何件か問い合わせの電話があった。だから、そういうところは誤解のないように、きちっと人間のモラルとして、男として女性として、モラルというものをきちっとやっぱり前もって示して物事を進めんといかぬと私は思いますので、一応忠告しておきたいと思います。以上です。

○山本教育長 限られた時間の中の答弁で、ある意味、聞かれたことに対してポイントだけ言ってしまったものですから、そういうような誤解も生じたんだろうと思います。決して私は、言葉ではなかなか言いにくいんですけども、Condom つけばどんどんやっていいですよと言ったのではございませんで、あくまでもああいった保健における教育を通じて、そして感染症の予防とかあるいは適正な家族計画とか、そういったことでお互いの男性も女性もしっかりと本人の、人間としての存在を尊重しながら生活していくとい

うことで、そういったことを余り早くからそんなことばかりやるんじゃないというのは、限界はきちんとございますので、それは誤解を招いたことは大変申しわけなく思っております。そういう気持ちで教育に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○山本秀久委員 今、教育長が言っているのは、よくわかるんだ。でも言葉足らずということは大変大きな問題を持つから、やっぱりこういう教育問題は言葉足らずが大体多いところがあるから、そういう点を忠告してやっていただけませんか。よろしく、お願いします。

○平野みどり委員 張本人で、私が質問したことだったので、ちょっと私の方からも補足させていただきますけれども、本会議の場で Condom という言葉を教育長が発せられるのもなかなか大変だったろうというふうに思いますが、実際、子供たちのいろんなマスコミの情報なんか刺激された性の行動というのは、現実には本当に大変なもので、性感染症の予防を先ほどおっしゃいましたけれども、そういったものに関して現実的な対応をしなければいけないのに、やはり現場が、教育長が一言それを言うていただくと、やっぱりそれで勇気を持って先生方も現実的な対応ができる。でも、その前に、山本先生がおっしゃるように、本当に人間と人間の関係が大事だし、早くからそういった性的な活動をなさいということでは決してないので、それは本当、前段で十分、私の方も質問で言ったつもりなんですけど、答弁の方でそれを言うていただく時間が限られていたので誤解を受けたこともあると思いますけれども、現実はそのままで厳しいということで、できるだけそういった子供の段階、青年の段階ではそういった関係にはならない、お互いを大切にして。で

も、どうしてもそういう状況の場合はきちんと対応しなさいということをお願いしたいということで、誤解がないようによくお願いいたします。

○山本教育長 この件の最後に私から……。

今、平野委員から、前段が非常に大事だということを改めて強調されましたので、私もそれをもって安心いたしましたので、これからはしっかりと頑張りたいと思います。

○早田順一委員 同じく質問のときに、代表質問だったと思いますが、ロアツの件が生まれて、知事が練習場を支援するというところで私も大変うれしく思っているところですが、その中で、今度12月の議会に、着がえやマッサージ、ミーティングができるようにすると、整備に向けた設計費なども早ければ12月議会で予算計上する見通しということで載ってございましたけれども、場所的にはどの辺に設置されるのでしょうか。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。現在、運動公園の中にあります、中央部にございますけれども、サッカー場とそれからラグビー場の近くの、現在ある施設がございます。その建てかえという形で考えております。これはこういう地図がございますけれども、これが全体の総合運動場でございます。この中央部に現在ありまして、この辺でございますけれども、施設内では大体中央部でございます。そしてサッカー場のすぐ隣にある、現在も使われているものでございますが、その改修という形になります。

○早田順一委員 では、一般の人が今まで使っておったところを改修して、ロアツ専用にするということなんですか。

○城長体育保健課長 専用ではございませんで、今度2階建ての計画になっておりまして、1階部分は一般の方が自由に使える施設、2階部分をロアツの優先的使用といえますか、そういう形で使う構造で今検討されているというところでございます。

○早田順一委員 ロアツの支援ということで大変うれしく思いますけれども、一般の方々の支障がないように、しっかり検討して取り組んでいただきたいと思います。

○倉重剛委員 関連でいいですか。運動公園の案内図というんですかね、催し事掲載というのをどこかでやっていますか。きょうは、どこで何をやっているとか。

○城長体育保健課長 これはスポーツ振興事業団の方から定期的に冊子を配布しております……。

○倉重剛委員 いや、そうじゃなくて、その日の催し事を、例えばホテルあたりはきょうの催し事を書いてある、そんなサービスはやってない……。

○城長体育保健課長 これはパークドームの受付のところ、本日の利用状況というのは……。

○倉重剛委員 パークドームの受付とは、どこにある……。

○城長体育保健課長 パークドームの、KK W I N Gの隣にありますドームですけれども、あそこの正面の入り口のところにあります。

○倉重剛委員 ああ、そうですか。実は、なぜ聞いたかということ、先般、先週の日曜日火

の国杯というゲートボールの大会があって、そこに行ったんですよ。そうしたら、いつもやっているところでやってないわけだな。したがって、どこへ行っていいか、時間も迫ってくるし。スポーツ振興事業団に聞こうと思ったけれども電話番号もわからないし、県に聞こうと思ったが、もちろん県は休日ですから、非常に困ったわけです。うろろろやっていたら時間に間に合わなかったんですけども、サブグラウンドでやっていたんですけどもね。だから、そういう提示板というのがあればすぐ、便利上いいかなというのを思ったんですけども、そのパークドームのところにあることは知らなかったもので、そこら辺は徹底できるようにサービスしていただきたいなと思います。

というのは、目的を持って行く人はまだいいんですよ、ただ、きょうは何かやってないかなと。例えば、今のロアツツあたりが、どこで何をやっているかということの認識が全くない人が行ったときに、どこでやっているかわからないですね。それを含めて、スポーツ振興事業団あたりにもそういう旨を言っていただいて、サービス強化に努めていただきたいということをお願ひしておきます。以上です。

○松村昭委員 スポーツ事業団のことについて、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、ここに決算がされて出てまいったんですが、大変御苦勞しておられる状況が大体わかります。非常に敬意を表するところです。

実は体協と密接な関係がありますが、体協も最近この不況で非常に資金が集まらない、思うような活動ができない。この間、今もまだやっているかな、国体があつておりますけれども、そういう装備についても十分でない。しかし、熊本は経済的に非常に厳しい中ではあるけれども選手団は非常に頑張っている。これは非常に高い評価だと思いますが、

ただ事業団も、このメンバーから見ますと事業経営のプロはなかなかいない、OBとか学者とかという人たちがそろって、役員として頑張っていておる。これは非常にいいことだと思いますけれども、今後において事業が減ったという、プロが来なかったから減ったという話もありましたが、こういうものをやっぱり拡大して、今、倉重先生が言われたような、今、事業は何をやっている、きょうは何と何をこの関係でやっているというのが一目でわかるように、あるいは来月の予定が全部わかるようにしておけば、もっとそういう利用価値も高まるんじゃないかというのが1つ。

それから、経営上もっともっと厳しくなる可能性がある。それは、やっぱりこういう不況が続けばなかなか、やりたい人たちがスポーツも、3回するやつを1回にしようかとかというような状況にもなると思うんですね。そういう中で、一方ではスポーツ振興として利用価値を高めていかないかぬ、あるいは体協がやっぱり熊本県のメンツにかけて、国体も割りかしい成績で推移しておりますよね。そういうものをもっと上げたいという気持ちがあります。ところが、非常に寄附金が集まらなくて、さっき言ったような状況にあるということですから、こういう事業団でもっと利益を生み出して、そして体協あたりに寄附するぐらいまで、せっかくの投資をしたこの設備でありますから、こういうものから捻出して、利益が出ればそちらにでも補助でもするような、そういう努力をしていただきたいなと。これは体協の立場から私は言っているわけですが、非常に今は苦勞しております。それで、選手の思うような活動がされずおります。備品も買えずにおります。

そういうことを含めてひとつ、具体的なことはよろしゅうございますので、今後そういうことを考えながら、ひとつこの事業団の運営も努力していただきたいなと思います。こ

れは要望です。

○平野みどり委員 予算以外でもよろしいんですか。

それではまず1点目なのですが、飲酒運転について、ちょっと伺います。何回も新聞で取り上げられて本当に残念な思いなんです。たまたまこの前、西日本新聞の方で、福岡での代行運転の使い方というので記事が出ていましたね。中心市街地の方では代行を使うけれども、ちょっと離れたところでは警察官の方たちの取り締まりもないだろうというところで、途中でおりてしまうというようなことがありましたが、先般のコンビニでおりたというのは、体調不良だという話もちょっと聞きましたけれども、そういうような絡みは今回はなかったのか。あるいは、今後その代行の使い方も含めて教育委員会の中で新たに指導とかをされていくのか、そこら辺をちょっとお伺いいたします。

○柳田学校人事課長 先般の飲酒運転につきましては、途中コンビニでおりて代行を帰しております。それは今、先生の方からちょっとお話がありましたように、3日間ぐらい酒を飲む機会が続いて、腹痛といいますかお腹の調子がやっぱり悪くて、トイレを借りたいというようなことで帰しているようです。そこに非常に本人の甘さがあった。後をどうするか考える余裕がなかったといいますか、そこは非常に残念でございます。

西日本新聞は私はちょっと見ておりませんが、最初からけちって、たぶん捕まらないだろうと途中で精算するという気持ち持ちは、こちらで話を聞いた限りではそういうことはなかったようでございます。

ただ今後、今までの事案を見てもそうなんですけれども、ことしの4月に処分しました御船の小学校の飲酒も、車で飲む会場に来て、それから帰りは代行でというようなことで、代

行を使わずにそのまま運転したんですけれども、教育長ともその点は非常に注目しております。そもそも代行で来る習慣ですね、これは非常に問題じゃないかというふうに考えております。

今後、機会あるごとに、その辺を少し注意を喚起していくとか、そういうようなことも今ちょっと考えておるところです。

○平野みどり委員 西日本新聞の記事はぜひ見ていただいて、やっぱり熊本も自宅と職場というのは離れている先生方が多いわけですし、どうしてもやっぱりそれが長距離になると、少し節約しようかみたいな心が働いたり、あるいは警察もないだろうというような甘さが出たりすると思いますので、そこら辺はしっかりと今後注意をしていただきたいというふうに思います。

○倉重剛委員 ちょっと関連で。今のはお二人は内容はわかっておるけれども、こっちはわからないんだよ。途中でおりたというのは、代行というのは、要するに後ろから代行がついてくるわけですね。そして経費的な削減でもって、コンビニでおりて精算して、あとは自分の車に乗って帰ったということですね。

○平野みどり委員 そうです。

○倉重剛委員 そんなふうに言わないと、わかんないよ。わかんないやつは、一体何の話かわかんない。

それと、今の答弁の中で、代行の習慣と言ったね、習慣は考え直さなければいかぬというのは、どういう意味か全然わかんない。

○柳田学校人事課長 いえ、今回続けて飲酒運転で使ったケースが、代行を使う予定にしている、結果的に完全に使わなかったもので

すから、途中でおりて精算をして、その後自分の運転で帰ったものですから。

もう一つは、使おうと思って呼ばずに、そのまま運転していったわけですね。代行を使おうと思っていただけですけども、代行に電話するのがおっくうだったのかわかりませんが、結果的に代行は使わずにそのまま車に乗って家に帰る。

○倉重剛委員 飲んだら乗るな。飲酒運転は、正直言って絶対だめです。したがって、そのために代行を奨励しているんだよね。俺なんか、飲んだらよく代行を使うんですよ。代行を呼ぶのが、それが一番安全だから。それとどんなふうに解釈を——習慣をやめろというのは意味が全然わからない。

○山本教育長 代行を使っても、別に代行はいけなと言ったわけではなくて、ただ、ここまで教職員の飲酒運転がなかなかゼロにならない。そして、今言いましたように、せっかく代行ということがありながら代行も使わない。であるならば、その危険を事前に回避するためには、そもそも酒を飲むとわかっているときに車では行くな、そういう指示を徹底したい。だが、どうしても仕方がないときは代行を使わざるを得ないんだけど、もう酒を飲むとわかっているならば、万が一とか魔が差すこともあるから、もうそういう危険は事前に回避するために、もう鍵は家に置いて、車を置いて、そして、もう車で飲みに行くな、そして翌日は夕方まで運転するなど。

○倉重剛委員 そういう答弁だったら、わかるわけだ。さっきの答弁では、代行を拒否するような形でね、俺なんか何かやかましく怒られたような気がしている。そう思ったんですよ。わかりました。よくわかりました。

○山本教育長 教職員の特性でございます。

○平野みどり委員 分教室の件について、お伺いいたします。

着々と準備を進めておられると思います。盲学校の分教室それから甲佐高校の中に分教室、あと芦北高校の中に分教室ということですが、中学校の保護者の方々にそろそろ説明が始まっているというふうに聞いています。ところが、なかなか、どういう形の学校になるのか、どういう学びの場になるのかという情報が、まだ教育委員会の中でも十分固まってない、しかし、この時期ですからもう出さないといけないという状況の中で、保護者の方から、一体どうなっているんだ、検討はしていこうとは思うんだけど、どういう場なのかかわからないというようなことなんですけれども、保護者の方への情報の出し方について、中学校を通じてだと思いますが、養護学校そして当該の高校、連携等の程度どういうふうに進んでいるのかについてお伺いいたします。まず、全体的に、よろしく願います。

○瀬口高校教育課長 現在、分教室の準備室等を立ち上げまして、各中学校への説明の内容等も、教育内容等も検討しまして計画的に進めていくようにしております。ただ、まだ初めての試みでございます。その計画が順当に進むようにはしておりますけれども、内容がまだ不十分であったりというふうなこともあるかと思っておりますけれども、準備室の方で十分練り上げて、保護者の方への説明を徹底させていきたいというふうに思っているところでございます。

○平野みどり委員 中学校の方に出していく情報の前に、その両校間での情報がきちんと固まっていつているのか、先生方同士の情報交換とか、そこら辺がどうなっているのか。ちょっと私に聞こえてくるのでは、3つそれ

それちょっと違う、温度差があるなどというふうに聞いています。甲佐高校は何かうまく取り組みが進みつつあるというふうなことも聞いているんですが、そこら辺であくまでも分教室は養護学校の足りない敷地をお借りして、そこに置くだけですという言い方でいいのか、あるいは当該の高校の、例えば図書館であるとか使えるいろんな施設を柔軟に養護学校の子供たちも使えるような形でもっていくのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○瀬口高校教育課長 現在、設置校と母体校との間でそういう協議する場を設けておりますので、その設置校の中の施設・設備も共有するものができるかどうか、そして共有する場合はどういう形が一番適当であるのかということは両校の職員同士でも話し合いを進めるようにしておりますので、将来的には共有して内容的にもいろいろな場面でお互いに共生の場があれば最高な状況になろうかと思えます。

○平野みどり委員 特に図書館に関しては、分教室には図書館がないわけですから、ですから本校の、当該高校の方で図書館の利用に関しては、まずここら辺から始めていただくとすごくいいかなと思います。と同時に、それを始めるとしたら、子供たちは登校の門も違うような形に今なっていますが、実際問題いろんなつながりとかかかわり合いが出てくると思うので、両校の、その分教室から行っておられる先生、分教室の子供たちにかかわられるだろう先生方、あと高校の方の先生方がそれぞれ上から、こうなりますからこうしてくださいという形でなくて、いや、これはどうだろうか、これはここまではできるよねみたいな、そういった先生方同士が話し合える、担当者だけじゃなくて先生同士が話し合えるそういった場づくりというのは必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○瀬口高校教育課長 今、平野委員のおっしゃるとおりだと思いますので、現在、設置校と母体校との間で、先ほども申し上げましたようにそういう話し合う場というのを設けて、受け入れ態勢の醸成というんですかね、それは十分やっていく予定にしております。

○平野みどり委員 上からじゃなくて下から、子供たちをどうしようという、それとトラブルというのが回避という形じゃなくて、トラブルはどこの学校でもあるわけですから、それがあるときにどう対応するかという態勢づくりですね、そこら辺をぜひお願いしたいなというふうに思います。

ちょっと他県のホームページの例なんかも見ながら、沖縄の高校は分教室を2つつくっているみたいですがけれども、将来的には特別支援学級みたいな形をイメージしながら、早くから連携をして先生方と分教室の先生方が、養護学校の先生方が連携してやっているという取り組みもあるようですので、ぜひそういうふうな他県の事例も参考にさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、同じ図書館の件なんですけど、この前熊本日日新聞さんに載っていましたが、養護学校では、ひのくに高等養護学校には図書館はあるんですけれども、松橋養護学校にもありますが、ほかの養護学校には図書館がないですね。本当に図書館に関しては、前から私どもも養護学校にも要りますよということは申し上げてきたんですが、なかなか設置が進まないという状況です。ちょっと教室に本を何かこう並べるというだけじゃなくて、現実、知的レベルの高い子供たちもいる黒石原とか、あるいは知的レベルに伴わず、図書とかいろんな教材というのは、子供たちに大きな刺激、学びをつくれますので、何かこう、あの子たちには図書館は要らんだろうというような考えがどこかにあるん

じゃないかなという気がしてならないんですが、養護学校の図書館のあり方についてどういうふうに考えられているか、お答えいただきたいというふうに思います。

○瀬口高校教育課長 現在、県立の養護学校16校のうちに図書室があるのが6校でございます。その6校のうちの3校には専任の司書教諭がごさいます。そして、あと図書室はないけれども図書コーナーとしてあるスペースを利用しているところが10校ということでございまして、子供の実態に応じて、本当に子供の身近なところにそういう図書があった方がいいということもございまして。わざわざ図書室、図書室のところまで移動していかなくても、その教室に置いておいた方が活用の度合いがいいというような状況もございまして、それぞれの子供の実態に応じた図書の活用の仕方を各学校で工夫して、現在取り組んでいるというふうに思っております。

○平野みどり委員 図書館は本当に司書さんがいるということが前提で、司書教諭が、図書館がないから、置いてないから、コーナーだから図書司書を置かないとかというのも、これはやっぱり障害を持っている子供たちの学びの保障になってないと思うんですね。司書に関しては、しっかりと配置をしていく、子供が学ぶ学校であれば司書は必ず置くというような体制づくりをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○瀬口高校教育課長 司書教諭を置く置かないということにつきましては、現在いろんな条件がございまして、ここで申し上げられませんが、条件がきちんと整った学校におきましては、そういう方向でいくことになろうかというふうに思います。

○平野みどり委員 いろんな先生方からお聞

きするのは、養護学校に限らずですが、図書に関しての位置づけが余りにも低いんじゃないか、予算の面だというふうに聞いていますけれども、図書館だったら行けるという子供だったり、図書館でいろんな人間関係ができたりとかいうようなこともありますけれども、今の本県の図書の予算の状況というのはどうなんですか。きちんと国から来ていて、それが図書の方に行っているのかどうかという、図書の方に充てられているのかという分ではどうなんですか。

○松永教育政策課長 教育委員会の予算を総括しているのは教育政策課ですが、県立学校における図書の予算ということで、国から来ているということではなく、交付税の基準財政需要額の算定の中に織り込んだ分ということになると思いますが、現実の問題は交付税でございまして一般財源でございまして、いわば全体の学校運営ということで、もちろんそれがどこまでどれだけ算入されて、どれだけ支出されているかということについては、ちょっと今この場では資料もなくお答えができませんが、現在の図書予算の状況については調査をいたしたいと考えます。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

○倉重剛委員 先般、守田委員長の配慮で管内視察をやらせていただきました。非常に有意義だったと思います。

その中で、私は久しぶりに行ったんだけど県立教育センター、20数年前に行ったような気がしますけれども、それ以来全然行ってなかったのが非常に期待を持って行ったわけですよ。このことについては先般、早田委員が一般質問で質問されたとき、例えば内容的には、恐らくプラネタリウムのあの部屋が雨漏りするとか、それから老朽化がかなり激

しいとか、それから一般的に開放すべきじゃないとか、そういう質問だったと思います。御本人がいるから、そっちの方は御本人に任せますけれどもね。そのときに、御本人に聞いたけれども、なぜ要望に変えたのかと。内容的にも立派な質問だったと思います。そして私は、教育センターの存在価値というのが非常に問われている時期だと思えますよ。あれだけの施設をやっぱり持続して、しかもそれを効率的に効果的に活用する必要があるということで、ある意味においては、その存在価値を大きく認めて私は帰ってきたわけです。教育長はそれに答えなかった。答えなかったんじゃないくて、こっちが要望に変えたからね。なぜ要望に変えたのかと聞いたら、財政課がどうのこうのという話をちょっと聞いたわけだね。私は、そんなばかなことがあるかと思うわけだ。教育だったら、あなたたちは命を張ってやっぱり予算獲得をしなきゃ。人の生きる安心・安全のための治安それから教育、これは基本ですよ。予算がね、財政課がどう言うかよくわからないけれども、私は、予算獲得に命をかけてもらいたいということです。したがって、一言お答えいただきたい。なぜ答えなかったのか。

○松永教育政策課長 予算を総括しております教育政策課から、まずお答えいたします。

教育センターにつきましては、先般は御視察、本当にありがとうございました。何か所か不具合もありまして、早急に補修し、また地域のためにも施設を活用していく方向にしたいと思っております。

予算につきましては、財政課に対しましては、必要な部分は本当に一生懸命確保してまいります。先般、早田先生の御要望その他のときに、質問、要望にかかわらず予算というのは頑張っておちらの方はやりますという趣旨で私の方からはお話し申し上げておまして、決して財政課がどうこうで、質問のど

うこうというようなことではないということで、ぜひ……。

○倉重剛委員 正直言って、納得できない。あとは御本人に任せる。どうぞ。

○早田順一委員 倉重先生済みません、ありがとうございます。

教育センターを見せてもらったときに内容も聞かせていただいて、私としてはとりあえず応急措置でもやっていただいて、定期的に開放していただければいいのかというふうに思っておりました。それで、いろいろお話を聞くと、予算のつけ方も、そういう応急措置から、それから全体的にすれば大変金がかかることだということで、私が余り深く言うよりも、内部で調整をしてもらった方がいいのかなということで要望に変えたつもりだったんですけれども、結局、倉重先生もおっしゃいますように、あそこの存在価値というのは私も非常に大事だろうというふうに思っております。そういった意味で、年に一遍は一般開放するというふうな方向性で話を聞いておりますけれども、あと毎月、第2、第4土曜日を、とりあえず教育関係ということで先生たちに開放をしていきますよということでありましたので、引き続きそういった地元からの要望といいますか県民からの要望が多ければ、月2回ぐらいはぜひ一般開放していただいて、本体にはプラネタリウムもあるし天体望遠鏡も立派なものがありますので、昼間でも見られるということで、あそこの利用価値というのは私は非常に期待をしております。

それから、この間も申し上げましたように、近くには装飾古墳館もございますし、いろんな意味で教育面での利用価値というのは、PTAあるいは子供会、そういったところに大いに、他県からも利用されるんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ改めてまた御要望させていただきたいと思

ます。よろしく、お願いします。

○山本教育長 財政課が四の五の言うから、要望に変えてくれと言ったんじゃないと私は思っております。

ただ、実は私も早田委員の要望を聞きまして、そんなプラネタリウムだったら、修繕に一体幾らかかるんだ、何か使う金はないのかという要望を受けまして、すぐそういう指示をして、何とかならぬのかとって、ちょっと頭に思いつく財源があったから、あの財源は使えないのかといたら、あれは修繕費には使えませんとか当初あったんです。だから、それはちょっと考えてみようよという話を私はいたしました。それが今回の要望に対する話です。

一般に予算の関係で、教育委員会といたしましては、要る予算なら私は先頭に立って取りに行っているつもりでございます。市町村の教育長さんの会議でも、市町村の教育委員会は長部局の財政当局に対して弱過ぎる、市町村教育委員会ももうちょっと頑張るって金を取ってくださいと言っている手前、私も県においてはそういう姿勢で頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○倉重剛委員 よろしくお願いします。

県警も同じようなことですよ。予算については、ぜひ命をかけて、総力を挙げて取ってください。この2つは基本ですよ。お願いしておきます。

○平野みどり委員 教職員の業務の負担感のことに、アンケート結果が出ていましたよね。調査として、かなりの時間外も出ていますし、よく先生方から聞くのが、調査がいろいろ、文科省からの調査、県教委からの調査いろんなのが、同じようなものが幾つも出て、その調査の回答に忙殺されるとかというようなことを聞くんですが、そこら辺の

一元化というか、負担感がないような形という流し方というのはできないものなんですか。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。確かに類似の調査が、それぞれ国・県あるいは小中学校の場合は市町村の方からもありますので、できるだけそれを何とか統一的にあるいは合理的に、既存の調査があれば活用できないかとか、様式をもっと簡素化できないかとか一緒にできないかとか、これは知事部局やいろんなところに、学校に出す文書については一たん教育政策課の方に見せてもらいたいということを、この4月から始めまして、今10月になりましたが、とにかく一回り1年間、来年3月まで年度中、とにかく学校に出す文書についてはちょっと見せてくれないかということをお願いして、できるだけそういう調査が重複したりあるいは期限が短かったり、あるいは非常に、何といいましょうか、余計なことと言っては失礼ですが、もう少し簡素化できないかといったことをお願いするように努力していきたいと考えております。

○平野みどり委員 わかりました。

もう1点。この前、熊本養護学校を視察させていただきました。とても過密している状況で、施設整備が必要だということを身にしみて感じたわけですが、その中で、特別支援教育室の高橋室長にもちょっと聞きましたが、熊本養護学校の中庭に大きな遊具がつくられてあったんですね。遊具で、動きが緩慢な子とか、自分から動きを出していけないような子供たちにとって、自由な動きを促すというような意味での遊具の意味づけとか意義というのをお聞かせいただきました。それはそれで十分わかるんですが、私は一回、あれは工事現場の足場かなと思ったぐらい大きなものですよね。あれが本当に養護学校の

小学部に要るのかどうかというのは、先生方もいろいろな考え方があられるだろうとは思いますが、その動きを促すという意味でいいとしても、何か事故があったときの責任を先生方が、そのつくった方々がとらされてしまうような、そういうようなことに対してちょっと心配をしました。その組み立ても相当、時間外にされているという話ですし、あとそれを使って先生方が組み立てているときの事故、あるいはそれを使った子供が活動しているときの事故、そこに関してはきちんと学校の側で、個人の責任という形で押しつけないでいただきたいと思うんですけれども、そこら辺いかがでしょうか。

まず遊具の教育的な効果に関してと、それとその遊具をつくる、あるいは活動に使う場面での事故に関してですけれども。

○瀬口高校教育課長 遊具のことに关しましては、大きくとらえますと教材の一部であるというふうに思います。これは特別支援学校に限らず普通の高校の授業の際にも、教育効果を上げるためにはそういう教材の開発というのが必要になってきますので、現在その熊本養護学校の子供さんたちに最適な教育効果を上げるための遊具の開発を、恐らく先生方で検討されてやっておられることだろうと思います。

それと事故防止に关しましては、これはもう必ず学校教育活動の中では事故防止には絶対これは徹底して、学校長の責任のもとに行うように計画が立てられますので、また実践する際にもそういう事故防止に关しては事前準備、打ち合わせ等をやりながらやっているというふうに思っております。

○平野みどり委員 相当の大型遊具ですので、そういう事故がないようにということ、それと、それをつくることで忙殺されて、本来は別のこともしてもらいたいのに、先生方

がそれだけに時間をかなりとられてしまうのでは、ちょっとこれはまずいのかなという気もします。それと、いろんな知的障害、発達障害の子供たちへの教育の手法というのはあると思うので、いろんな保護者の方の意見も聞きながら、そしてそれだけということじゃなくてバランスよく、この子にはこういうことが合うとか、これではこういうふうに活発になるとかいろいろあると思うので、バランスよくやっていただきたいという要望で、よろしくお願ひします。

○守田憲史委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号及び第5号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が1件あります。まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、教育委員会谷口義務教育課長から報告をお願いします。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

熊本県就学前教育振興肥後っ子がやきプランの改定について、御報告いたします。

資料1 ページ左上の、改定の趣旨をごらんください。

まず、本肥後っ子がやきプランは、熊本のすべての就学前の子供が、生きる力の基礎を身につけ、たくましく心豊かに育つ環境づくりを目指して、丸の1つ目にありますように、平成15年度から平成22年度までの8年間のプランとして、平成15年3月に策定されました。

今年度はプランの最終年度に当たりますので、その理念を継承しつつ、本県就学前教育のさらなる充実・振興を図るために、丸の2つ目、3つ目になりますが、教育基本法の改正や社会状況の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、改定するものでございます。

その下の改定版プランの位置づけ等をごらんください。

丸の1つ目、本プランは、くまもとのすべての子どもがたくましく心豊かに育つことを目的に、県が総合的に取り組むための基本となる計画でございます。本プランでいいます子どもとは、ゼロ歳から小学校入学前までの子どもたちでございます。

丸の2つ目でございますが、本プランは、子どもの育ちにかかわる家庭、幼稚園、保育所等、地域社会、市町村、県等の各主体が就学前教育の充実に向けて連携し合いながら、それぞれの立場で推進するための基本となる考えを示すものであります。

丸の3つ目になりますが、資料1 ページの右側に、関係する主な県の計画と本プランの位置づけについて説明図を載せておりますので、あわせてごらんください。

改定に当たっては、本県の県政運営の基本方針であります熊本の夢4カ年戦略を踏まえつつ、次世代育成支援行動計画後期計画及びくまもと「夢への架け橋」教育プランに定める幼児期の教育に関する施策のより一層の充実を図りながら、就学前教育を一体的、総合的に推進していくための計画として、改定版のプランを位置づけることとしています。

本肥後っ子がやきプランは、説明図の一番下に示しておりますとおり、幼児期の子供を対象とした就学前教育の充実のための計画でございます。

左下の改定までの流れについてですが、昨年度、改定準備委員会を立ち上げまして、関係5課と連携を図りながら就学前教育の振興・充実のための審議会であります「かがやけ！肥後っ子」会議において委員の方々の意見を聴取しながら改定作業を進めてまいりました。改定案につきましては、パブリックコメントを実施し、県議会に提案したいと考えております。

次の資料2 ページには、改定の背景、現行プランの進捗状況と、改定に当たっての基本的な考え、プランの基本目標、プランの基本方向について整理していますが、説明は資料3 ページを使って行わせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

資料の上の矢印の左側が、平成15年のプラン策定時、その右側、矢印の先がプラン終了の本年度ということで、平成15年に策定された現行プランの推進においては、この8年の間に、黒枠で示していますが、社会状況や子どもの育ちの状況の変化への対応として、家庭教育支援、子育て支援や基本的な生活習慣の定着等が求められ——以下は省略します。また国の動きとして、教育基本法や学校教育法の改正と、さらに県の動きとしてくまもとの夢4カ年戦略の策定等さまざまな動きがございました。

当然これらにも対応すべく、随時必要な対

策等を講じながら取り組みを追加・充実させてきたところで、このページはその状況がイメージできるように示したものでございます。

ここで、現行プランの進捗状況について御説明いたします。

ちょっと戻っていただきまして資料2ページ、左中ほどの現行プランの進捗状況等をごらんください。

このプランの進捗状況につきましては、「かがやけ！肥後っ子」会議で資料のように明らかにしております。主な成果としては幼稚園、保育所における教育・保育内容が充実し、幼稚園・保育所と小学校の連携が深まったことなど、残された課題としましては、家庭の教育力の向上、基本的な生活習慣の定着が挙げられます。

また、資料3ページをお願いいたします。

このような状況から、改定に当たっての基本的な考えとしては、図の矢印の先に示しています四角の外側の基本理念の継承、家庭教育の重視、社会状況等の変化に対応、実態に則した内容の変更の4点でございます。

この中でも改定のポイントとなるのは、網かけをしております家庭教育の重視と社会状況等の変化に対応の2点で、具体的には四角枠の中の1つ目の丸、家庭の教育力向上、子育て支援の充実と、2つ目の丸の社会状況等に対応した内容の充実でございます。

改定版プランの全体的な内容構成については、その下に示していますように3つの基本方向を挙げて整理しております。

特に家庭教育につきましては、現行プランでは基本方向の2番目に入れていましたが、その重要性から改定版では、その順序を入れ替え、最初の基本方向Ⅰを、子どもの育ちの原点となる心安らぐ楽しい家庭環境の醸成とし、基本方向Ⅱを、子どものたくましく心豊かな育ちを促す幼稚園・保育所等の教育・保育環境の創造、基本方向Ⅲを、子どものいの

ち・未来を支える地域社会環境づくりの推進としています。

改定プランの概要につきましては、資料4ページに載せておりますので、ごらんください。

以上、熊本県就学前教育振興「肥後っ子がやきプラン」の改定についての説明を終わります。

○守田憲史委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○平野みどり委員 今回の肥後っ子がやきプランの改定というのは、時代がどんどん子供を取り巻く環境が厳しくなっているということを受けての、就学前の子供のありようを、ある意味命を守るというんですか、当たり前の教育、小学校、中学校に上がる前の、そこまでにしっかりと子供として健全な発達を保障できるような環境づくりをするために、この肥後っ子がやきプランというのを位置づけたいな、そういうふうな形で、家庭環境の醸成というのをまず最初に書いてありますけれども、これは私たちが、お父さんがいてお母さんがいて子供がいるという、これが普通の家庭ですというのが現実問題崩れている状況もあって、例えばひとり親で育てていらっしゃる方々も多いわけですし、そこを何とか補完していく、社会が補完していくというような形で子供の命を守っていただきたいな。昨今また厳しい児童虐待の例とか枚挙にいとまがないわけですが、そういった状態にだけはさせないというような意味でも、私は就学前の肥後っ子がやきプランは、以前は少しでも小学校に上がるときに、学習がうまくいくような形で、暗に就学前の子供たちを支援というぐらいの位置づけだと私は思っていたんですけれども、昨今の状況はそれどこじゃないというようなことを感じ

て、このかがやきプランが実効性を、教育委員会だけでなく健康福祉部、他の部署も含めて、子供を守るという意味での実効性を上げていくようなプランになってほしいと思うんですが、この改定に当たって教育長、そこら辺のことをどういうふうに考えていらっしゃるか、お聞きしたいなと思います。

○山本教育長 この改定に当たりましては、1つは15年につくりましたこのプランで、今年度までの間に、そのプラン状況がもう8年もたっておりますと、その間、刻一刻変わっている状況がありますので、決してそのプランのままというわけではなくて、その間それに訂正を加えながらやっておったと。

それから、先ほど説明にもございましたように、この間夢4カ年戦略とか熊本県教育振興計画のくまもと「夢への架け橋」教育プラン、教育基本法が変わったというのが一番大きいと私は思っているんですけども、そういった状況の中でこのプランをどうするかという、その点の整合性を考えたときに、くまもと「夢への架け橋」教育プランの中でも、昨今の中で一番重点を置いたのは家庭教育だということでもございましたものですから、それと整合性をとって、基本の第1のところには家庭教育を置いた。それから就学前教育というのは、今、平野委員もおっしゃったように、何も小学校1年にすぐ学力的云々というよりも、まさに幼小連携の中できちんとした基本的な生活習慣とかそういったことをつくるし、また親としてもしっかりと親として学ぶべきことを学ぶ、そういったことを含めてうまく小学校に伝えていこうということでございますので、そういった意味ではまさに今のあらゆる状況を反映して、そして総合的にしっかりやっっていこうというプランで、また今後も逐一、状況が変わればまたそれに補強しながらやっていきたいと思っております。

○守田憲史委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午前11時50分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長